

熊本県健康福祉部所管施設整備等審査会 施設整備共通審査項目

共通審査項目		番号	項目	概要	最高点 (※)	最低点 (※)	配点の考え方	特記事項
法人要件	法人運営	1-1	監査状況	過去3年以内に文書指摘はないか。	2	0	過去3年以内に文書指摘を受けていない場合は2点、文書指摘を受けているが改善がみられる場合は1点、文書指摘を受けており改善も見られない場合は0点。	既存社会福祉法人の場合
		1-2	第三者評価制度	第三者評価を受審し、評価結果を公表しているか。	2	0	主たる事業について事前協議を行う年度及びその前3ヵ年度のいずれかの年度において第三者評価を受審し評価結果を公表している場合は2点、そうでない場合は0点。	既存法人の場合
		1-3	新設社会福祉法人等の設立代表	設立代表者の業務への従事実績、及び当該業務に関する識見の有無。	2	0	設立代表者が整備しようとする施設に関連する業務に1年以上従事した実績や当該業務に関する識見を有する場合は2点、実績や識見を有しない場合は0点。	新設法人の場合
	資金関係	1-4	施設整備資金の確保	寄付金、自己資金、借入等の資金計画を確認。	2	0	自己資金については金融機関の残高証明書・決算書等により証明され全ての資金の確保が確実である場合は2点、そうでない場合は0点。	
		1-5	事業収支見通し	収入、支出の算定基礎が適切であり、収支の差がプラスである。	2	0	収入・支出の算定基礎が適切であり収支の差がプラスである場合は2点、収入・支出の算定基礎が恣意的であるなど収支計算が不適切な場合又は収支差額がマイナスで安定した運営が見込めない場合は0点。	
	各種取組	1-6	危機管理への取組み状況	災害時の危機管理マニュアル整備等を行っているか。	2	0	災害時の危機管理マニュアルを整備している場合は2点、整備していないがマニュアル案が作成されているなどで今後整備する予定であることが分かる場合は1点、整備していない場合は0点(新設法人の場合はマニュアル案が整備されていれば2点)。	
		1-7	苦情処理への対応	対処方針、計画、体制が整っているか。	2	0	苦情への対処方針や計画が整備されておりかつ計画に沿った対応ができている場合は2点、整備しているが計画に沿った対応ができていない場合は1点、整備していない場合は0点(新設法人の場合は計画等が整備されていれば2点)。	

共通審査項目		番号	項目	概要	最高点 (※)	最低点 (※)	配点の考え方	特記事項
		1-8	事故発生への対応	対処方針、計画、体制が整っているか。	2	0	事故への対処方針や計画が整備されておりかつ計画に沿った対応ができている場合は2点、整備しているが計画に沿った対応ができていない場合は1点、整備していない場合は0点(新設法人の場合は計画等が整備されていれば2点)。	
		1-9	研修の受講状況	条例に規定されているもの以外の研修を行っているか。	2	0	事前協議年度又はその前年度において条例で規定される研修(BCP、虐待防止、身体拘束、感染症防止、事故防止等)以外で入居者へのサービス向上や質の向上等の研修を実施又は受講させている場合は2点、条例で規定される研修以外で入居者へのサービス向上や質の向上等の研修を実施又は受講させていない場合は0点	既存法人の場合
ソフト要件	計画	2-1	県計画との整合性	県が定める計画でサービスが不足している圏域への建設か。	4	0	県の計画に沿った事業計画である場合は4点、県の計画に沿っていない事業計画である場合は0点。	該当計画がある場合
		2-2	避難スペースの活用計画	平常時でも避難スペースを有効活用する計画がある。	2	0	平常時においても地域に密着した事業を実施して避難スペースを活用するための具体的な計画がある場合は2点、具体的な計画がない場合は0点。	
		2-3	避難確保計画の作成	関係する計画、マニュアル等を作成しているか。	2	0	関係する計画・マニュアル等を策定している場合は2点、策定していないが計画案・マニュアル案が作成されているなどで今後策定する予定であることが分かる場合は1点、策定していない場合は0点(新築の場合は計画案・マニュアル案が作成されていれば2点)。	整備予定地が浸水想定区域の場合
		2-4	地域防災計画との整合性 (福祉避難所)	福祉避難所としての協定を結んでいるか。	2	0	市町村との間に福祉避難所としての協定を結んでおり地域防災計画上に位置づけられた施設である場合は2点、市町村との間に福祉避難所としての協定を結んでいないが市町村が施設整備に同意し施設整備後に協定を結ぶ予定である場合は1点、協定を結ぶ予定がない場合は0点。	
	事業	2-5	地域との交流連携	日常的に交流が図れる場所に立地し、交流を図る取組が行われているか。	2	0	日常的に地域との交流が図れる場所に立地しており交流計画の策定等交流を図るための取組が行われている場合は2点、日常的に地域と交流が図れる場所に立地していないが交流計画の策定等交流を図るための取組が行われている場合は1点、日常的に地域と交流が図れる場所に立地しておらず、交流計画の策定等、交流を図るための取組もない場合は0点。	
		2-6	避難訓練の実施 (災害、火災)	毎年、避難訓練等を行っているか。	2	0	毎年避難訓練を実施している場合は2点、実施していない場合は0点。	既存法人の場合

共通審査項目		番号	項目	概要	最高点 (※)	最低点 (※)	配点の考え方	特記事項
ハード要件		2-7	避難訓練の実施 (洪水、津波)	毎年、避難訓練等を行っているか。	2	0	毎年避難訓練を実施している場合は2点、実施していない場合は0点。	既存法人の場合、整備予定地が浸水想定区域の場合
		2-8	人員の配置 (施設長等)	適切な人員の配置になっているか。	2	0	施設長(管理者)等について資格要件を満たした適切な人員が配置されている場合は2点、現在は要件を満たしていないが施設開設までには資格要件を満たす人員が配置されることが見込まれる場合は1点、適切な人員が配置されていない場合は0点。	創設の場合
	土地、用地等	3-1	用地の確保	設置予定者が所有し、登記済みか。	2	0	設置予定者が所有し登記済みあるいは地方公共団体から貸与を受けることが書面により確認できる場合は2点、土地譲渡確約書等により用地の取得等が確実である場合は1点、用地の確保について書面により確認できない場合は0点。	創設又は増改築の場合
		3-2	用地に係る規制事項及び規制解除見込み	農振除外、抵当権など設定の有無	2	0	農振除外等の手続は不要で抵当権等も設定されていない場合は2点、そうでない場合は0点	創設又は増改築の場合
		3-3	土砂災害の危険性	土砂災害特別警戒区域等でないか。	2	0	整備予定地が申請時において土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所以外の場所である場合は2点、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所である場合は0点	創設又は増改築の場合(既存施設の修繕を除く)
		3-4	水害の危険性	浸水想定区域ではないか。	2	0	整備予定地が申請時において浸水想定区域以外の場所である場合は2点、浸水想定区域である場合は0点。	創設又は増改築の場合(既存施設の修繕を除く)
		3-5	交通の便	近くにバス停や駅などがあり、交通の利便性がよいか。	2	0	整備予定地の半径500メートル以内にバス停や駅等があり交通の利便性がよい場合は2点、公共交通機関の利便性はよくないが低廉な料金で送迎を行う計画になっている等利用者の利便に配慮している場合は1点、公共交通機関の利便性がよくなく利用者の利便にも特段配慮していない場合は0点。	創設又は増改築の場合(既存施設の修繕を除く)
		3-6	建物の確保	設置予定者が建物賃貸借契約を締結済みか。	2	0	建物賃貸借契約を締結しており整備後の賃貸期間が10年以上であることが確約書等により確認できる場合は2点、そうでない場合は0点。	賃貸借契約により建物を確保する場合

共通審査項目		番号	項目	概要	最高点 (※)	最低点 (※)	配点の考え方	特記事項
	設備	3-7	経過年数	当初建築からの経過年数	4	0	当初建築から40年以上経過している場合は4点、30年以上経過している場合は3点、20年以上経過している場合は2点、10年以上経過している場合は1点、10年未満の場合は0点	創設又は増改築、修繕、移転の場合
		3-8	UD、バリアフリーへの対応	施設整備計画にUD、バリアフリーを取り入れているか。	2	0	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(通称:やさしいまちづくり条例)に基づき事前協議している場合は2点、条例に基づく事前協議をしていないが施設整備計画にUD・バリアフリーを取り入れている場合は1点、取り入れていない場合は0点。	創設又は増改築の場合
		3-9	県産木材利用の推進	県産木材を利用した施設の木造化、内装の木質化を行っているか。	2	0	県産木材を利用した施設の木造化及び内装の木質化を行う場合は2点、県産木材を利用した施設の木造化又は内装の木質化を行う場合は1点、木造化又は木質化を行わない場合は0点。	創設又は増改築の場合(スプリンクラー設備整備等木造利用が困難又は適当でない場合を除く)
		3-10	大規模修繕等の内容、程度	緊急性や処遇向上のための修繕等であるか。	2	0	雨漏りや空調不良等で利用者処遇に支障をきたす場合は2点、そうでない場合は0点。	増改築、修繕の場合
その他	総括的事項	4-1	その他、特に評価すべき事項(国庫補助事業に関すること)	その他、特に評価すべき事項があるか。	4	0	国土強靱化に係る整備(耐震化整備、ブロック塀等の改修整備、水害対策強化整備、非常用自家発電設備の整備等)に該当する場合等国庫事業に関し優先度が高いと思われる整備である場合は4点、該当しない場合は0点	国庫補助事業対象である場合
		4-2	その他、特に評価すべき事項(4-1の他特に評価すべき事項)	その他、特に評価すべき事項があるか。	2	-2	その他特に評価すべき事項がある場合は2点、特に評価すべきことがない場合は0点、過去に不当な理由で交付決定後の取下げを行ったなど補助事業者として適格性を各場合は-2点。	
その他個別審査項目		番号	項目	概要	最高点 (※)	最低点 (※)	配点の考え方	特記事項

共通審査項目	番号	項目	概要	最高点 (※)	最低点 (※)	配点の考え方	特記事項
--------	----	----	----	------------	------------	--------	------

※障がい児施設と児童福祉施設のように対象の国庫補助金は同一だが施設整備の内容が異なり適用する審査項目が統一できない場合等は得点率(得点／満点)で審査することも可能とする。